

| | |
|--|---|
| 陳 情 番 号 | 陳情第9号 |
| 件 名 | 国に対し「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」を提出することを求める陳情 |
| 受付年月日 | 令和5年11月20日 |
| 回付委員会 | 厚生委員会 |
| <p>(陳 情 要 旨)</p> <p>世界保健機関（以下「WHO」という。）は、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とした国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」という。）を定めている。この国際保健規則では、地域・国家レベルの、国境における日常の衛生管理及び緊急事態発生時の対応に関して最低限備えておくべき能力（以下「コアキャパシティ」という。）が規定されている。このコアキャパシティを十分に満たしていると評価されていた先進国であっても、新型コロナウイルス感染症の流行下では、甚大な影響を受けた。</p> <p>こうした中、パンデミックの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書（以下「パンデミック条約」という。）の作成に向けた交渉を行うことが、令和3年12月のWHO特別総会で決定され、パンデミック条約の作成と国際保健規則の改正に向けた作業は、令和6年5月の第77回WHO総会での提出及び採択を目指して、同時並行で作業が進められている。</p> <p>現在示されているパンデミック条約草案と国際保健規則改正案は、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。また、パンデミック条約草案の第18条には「虚偽の誤解を招く誤情報または偽情報と闘う」という文言があり、WHOや政府の公式見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見と表現の自由が制限されてしまうことが想定される。</p> <p>このような中、パンデミック条約草案及び国際保健規則改正案の内容が国民に十分周知されておらず、国会や国民の間においても議論が十分尽くされている状況とは言い難い。パンデミック条約及び国際保健規則の改正が国家の主権を超え、日本国民の自由と人権の尊重を侵害することがあってはならない。さらには、令和6年5月のWHO総会での提出及び採択が想定されることから、国民を巻き込んだ早急な議論の開始が求められている。</p> <p>ついては、岐阜市議会に対し、「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」を採択し、政府、国会及び国の関係機関に提出されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: right;">(意見書案文等掲載略)</p> | |
| 結 果 | 令和5年12月12日 内容を了知する。 |